

鹿屋市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成29年鹿屋市告示第37号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 円

鹿屋市成年後見人等報酬助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市成年後見人等報酬助成金の交付については、下記のとおり決定（却下）したので、鹿屋市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により通知します。

1 次のとおり決定します。

(1) 成年被後見人等

住 所			
氏 名		性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日		

(2) 助成金交付決定額

円

2 次の理由により却下します。

別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。

第7号様式（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 団

鹿屋市成年後見人等報酬助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で決定した鹿屋市成年後見人等報酬助成金については、鹿屋市成年後見制度利用支援事業実施要綱第14条の規定により交付の決定を取り消したので、同要綱第15条第1項の規定により通知します。

取消しの理由

第8号様式（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 団

鹿屋市成年後見人等報酬助成金返還請求書

年 月 日付け第 号で鹿屋市成年後見人等報酬助成金の交付を取り消したことに伴い、既に支給した鹿屋市成年後見人等報酬助成金について、鹿屋市成年後見制度利用支援事業実施要綱第14条の規定により返還を求める。

記

1 返還すべき成年後見人等報酬助成金の額 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還請求理由

## 附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。